埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について(案)

令和3年9月28日

政府対策本部は、本県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言について、令和3年9月30日を もって解除することを決定しました。

そこで、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)第24条第9項等の要請を 段階的緩和措置等として実施します。

再度の感染拡大を防ぎ、県民の命を守るため、以下のとおり協力をお願いいたします。

1 対象区域 埼玉県全域

2 実施期間

令和3年10月1日(金)から令和3年10月24日(日)まで

ただし、「5 イベント等の開催制限」については、令和3年10月30日(土)まで とする。

なお、これらの措置等は「ステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、感染状況等に 応じて必要な見直しを行う。

3 県民に対する要請等

特措法第24条第9項に基づく要請

- ・ 外出については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。特に、午後9時以降の外出を自粛 すること
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底すること
- 路上·公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること
- ・企業における在宅勤務(テレワーク)等の推進状況を踏まえ、柔軟な働き方を行うこと

その他のお願い

- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」 認証店を利用いただきたい。
- ・ 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ 設備の利用を自粛すること
- 飲食の際は120分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること
- ・ 会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内(同居家族及び介助者を除く。)とし、ホームパーティは自粛すること

4 施設の使用制限

(1) 飲食店及び結婚式場等に対する要請等

特措法第24条第9項に基づく要請

- 対象施設(括弧内は、特措法施行令(以下「令」という。)第11条第1項該当号。以下同じ)
 - ◇ 飲食店 (第14号):飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)
 - ◇ 遊興施設等(第11号): バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
 - ◇ 集会場等 (第 5 号):食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※ ネットカフェ、漫画喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

〇 営業時間の短縮等

◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の**認証店**

【営業時間】 午前 5時から午後9時まで

【酒類の提供】 午前11時から午後8時まで

【人数上限】・飲食店及び遊興施設等:4人以内又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限る。

・結婚式場 : 同一テーブルで4人以内

◇「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の非認証店

【営業時間】 午前 5時から午後8時まで

【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

【人数上限】 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証店と同じ

〇 カラオケ設備の使用自粛

- 飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用を自粛すること
- 飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、 感染防止対策を徹底すること

〇 業種別ガイドライン等の遵守

・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

その他のお願い

- 〇 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」非認証店
 - 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を取得していない店舗は、速やかに取得するよう勧奨
- 〇 長時間の会食自粛
 - ・ 長時間(120分超)の会食を避け、4人以内又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限るよう利用者に働き かけること
- 飲食の際における働きかけ
 - 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること
- (2) 劇場等、商業施設、遊興施設等に対するお願い

その他のお願い

〇 対象施設

◇ 展示場等(第6号)

◇ ホテル又は旅館等(集会の用に供する部分に限る) (第8号)

◇ 運動施設又は遊技場等(第9号)

◇ 博物館又は美術館等(第 10 号)

- 〈商業施設〉 ◇ 物品販売業を営む店舗等(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生 活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)
- <遊興施設等> ◇ 遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)(第9号又は第11号)
 - ◇ サービス業を営む店舗等(生活必需サービスを除く。)(第 12 号)
- 〇 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで

【洒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

【入場整理】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

【人数要件等】 「5 イベント等の開催制限」と同じ(ただし、劇場等に限る。)

○ カラオケ設備の提供時における感染防止対策の徹底

- カラオケ専業の施設を除き、当該カラオケ設備の使用を自粛すること
- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
 - 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- 〇 飲食の際における働きかけ
 - 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

(3) その他の令第11条第1項該当施設に対するお願い

その他のお願い

- 〇 対象施設
 - ◇ 幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など(第1号~第3号)
 - ◇ 葬祭場(第5号)
 - ◇ スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など(第7号)
 - ◇ 図書館(第10号)
 - ◇ ネットカフェ、マンガ喫茶 など(第11号)
 - ◇ 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など生活必需サービス (第 12 号)
 - ◇ 自動車教習所、学習塾 など(第13号)
- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
 - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- O 飲食の際における働きかけ
 - ・ 飲食の際は、「マスク飲食」「黙食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること

5 イベント等の開催制限

特措法第24条第9項に基づく要請

〇 人数上限及び収容率

【人数上限】「5,000人」又は「収容定員の50%(かつ10,000人以下であること)」のいずれか大きい方 【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの:収容定員の「100%」 大声での歓声・声援があることが想定されるもの:収容定員の「50%」

> → 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とする。 (ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

その他のお願い

〇 営業時間の短縮等

【営業時間】 午後9時まで(無観客の場合を除く。)

【酒類の提供】 終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

【入場整理】・入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること

・収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m以上)を確保すること

- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
 - 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること
- O 飲食の際における働きかけ
 - 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけること
- 〇 事前相談(全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントが対象)及び事後フォローアップについて
 - ・ 主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること (「大声なし」、「大声あり」については、事前相談の中で、実態に照らして個別具体的に判断する。)
 - ・ 主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出 すること

6 事業者に対する要請等

特措法第24条第9項に基づく要請

- クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請
 - ・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が出入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所 や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること
 - サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること

その他のお願い

- 〇 職場等における対策
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を目指すこと
 - ・ 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進 すること
- 休憩・休息、食堂などで飲食する際の対策
 - ・ 休憩・休息や食堂などで飲食する際、混雑する時間をずらすとともに、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を 確保すること
- 〇 業種別ガイドライン等の遵守
 - ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

7 県教育委員会に対する要請

特措法第24条第7項に基づく要請

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請

8 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

- 県主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。
- 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を 遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。
- 宿泊施設は、当面、休館する。

<感染防止対策>

- ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。
 - 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ、コーラス等)
 - 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。)
 - その他、県が定める措置を逸脱する等の行為
- ◇ 以下の感染防止対策を徹底する。
 - ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
 - 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
 - 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
 - ・ 接触確認アプリ(COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム)の導入
 - ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や施設ごとに 定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」に定め、厳守させること

9 「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証の取扱い

■ 国または県等が「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合、上記3から8までの要請等について、 特例的にその制限を緩和する。

なお、技術実証や制限緩和の内容等については、別途、知事が定める。

市町村立小・中学校における新型コロナウイルス感染状況



[※]令和3年9月24日(金)までに各教育事務所から報告のあった人数及び校数

県立学校における新型コロナウイルス感染状況



[※]令和3年9月24日(金)までに学校から報告のあった人数及び校数

(特別支援学校を含む)

令和3年10月1日以降の県立学校の対応

学校における対応

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ▶ 体調不良者等(家族も含む)の登校·出勤自粛の徹底
- ▶ マスクの正しい着用の徹底·不織布マスクの推奨
- > 換気の徹底
- ▶ 食事中の会話禁止の徹底
- > 直行直帰の徹底
- > 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応
- ➤ eMAT for School の活用
- > 保健所と連携した行政検査の徹底

② 教職員・生徒のワクチン接種の促進

- ▶ 教職員(小・中・高)の接種の加速化
- ▶ 安心して接種できる環境と適切な配慮(出席の扱い等)

③ 登下校

- > 必要に応じて時差通学
- 4 学習活動
- ▶ 感染症対策を徹底した上で実施
- ▶ 合唱、調理実習等の感染防止対策の再徹底

⑤ 学校行事

- 文化祭・体育祭等の学校行事
 - ・児童生徒及び教職員のみで実施
 - ・企画内容の工夫と感染防止の徹底
- ▶ 泊を伴う修学旅行等
 - ・目的地の状況等を踏まえ慎重に判断

⑥ 部活動

- > 感染拡大防止対策の徹底と段階的な活動制限の緩和
- ▶ 陽性者発生時の活動停止及び部員の出席停止等の対応 (保健所による積極的疫学調査との連携)

(1)10月1日~15日

・土日の活動禁止(登下校による生徒の接触機会削減)

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)
週 4 日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁 止

- (2)10月16日以降
- ※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く
- ・県のガイドラインに基づく活動 (土日いずれか1日も可)
- ・練習試合、県外での活動は、慎重に判断